

ガザ地区の即時停戦のための更なる積極的外交努力を政府に求める意見書

パレスチナ自治区ガザ地区において、イスラム組織ハマスとイスラエルとの戦闘により、子どもや女性を含めた膨大な数の民間人が犠牲者となっており、これ以上の犠牲を出さないために、即時停戦の実現が求められている。

国連では、昨年 12 月 12 日に緊急特別総会が開かれ、戦闘の即時停戦と人質全員の無条件解放の決議案を採択し、日本政府も賛成票を投じている。さらに本年 5 月 24 日、国連の主要機関である国際司法裁判所（I C J）が、イスラエルに対しパレスチナ自治区ガザ南部ラファでの軍事攻撃の即時中止を命じる暫定措置を出した。

多治見市議会は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき『平和都市宣言』を行っている。パレスチナの人々へのこれまでの日本政府の支援を高く評価した上で、政府にはハマスとイスラエルに関わる全ての当事者及び関係者に対し、一刻も早い事態の解決に向け、以下の 3 項目について最大限の行動、努力を強く求める。

記

- 1 戦闘の即時停戦と人質全員の無条件解放に向けた積極的な国際協力を行うこと
- 2 パレスチナの平和の実現に向けた外交努力を行うこと
- 3 停戦に至る間の民間人の保護と人道支援物資供給の迅速化に尽力すること

以上、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 6 月 27 日

多 治 見 市 議 会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

内閣官房長官